

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-1

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証及び住民に関する事務の処理の基礎となる住民基本台帳を作成するため。
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 旧氏、5 外国人通称、6 生年月日、7 性別、8 続柄、9 住民となった日、10 届出日、11 世帯主氏名、12 現住所情報、13 住所を定めた年月日、14 住定事由、15 前住所情報、16 転出先情報、17 戸籍の表示（本籍、筆頭者氏名など）、18 備考、19 特記事項（対応記録など）、20 消除日、21 消除届出日、22 消除事由、23 国籍、24 外国人住民となった日、25 在留情報（在留資格、在留期間、在留期間等満了日、在留カード等の番号）、26 住民票コード、27 個人番号、28 国民健康保険資格情報、29 国民年金資格情報、30 児童手当資格情報、31 介護保険資格情報、32 後期高齢者医療資格情報、33 選挙関係情報、34 学区
記録範囲	本市に住民登録を行った者
記録情報の収集方法	本人又は代理人による住民異動届出及び戸籍届出、他市区町村等からの通知、他部署との情報連携、実態調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】別紙のとおり 【当該機関外】愛知県、法務省
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】市民生活部市民課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	—

記録情報の経常的提供先（別紙）

保育課、秘書課、農務課、納税課、土木課、農地整備課、都市計画課、総務課、生涯学習課、水道業務課、障害福祉課、社会福祉課、資産税課、市民税課、市民協働課、市民課、市民安全課、こども課、国保年金課、高齢福祉課、行政課、建築課、健康推進課、企画政策課、経営管理課、区画整理課、危機管理課、環境都市推進課、学校教育課、会計課、下水道課、維持管理課、ごみ資源循環課、アンフォーレ課、商工課企業立地推進室

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-2

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課
個人情報ファイルの利用目的	住民の印鑑の登録及び証明に関する事務の処理の基礎とするため
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 外国人通称、4 生年月日、5 住所、6 登録番号、7 印影、8 登録年月日
記録範囲	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第10号）第4条（印鑑の登録）に基づき、登録された住民 ※登録されていた者で、第12条（印鑑登録の廃止申請）、第13条（印鑑登録の抹消）に基づき、廃止、抹消された者は廃棄。
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人による申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】－ 【当該機関外】－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】市民生活部市民課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	－

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-3

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の附票の記載に関する事務及び戸籍の附票の写しの交付を行うため。
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5筆頭者氏名、6本籍地、7住所を定めた年月日、8異動事由、9在外選挙人名簿登録市区町村名、10在外選挙人名簿登録日、11在外選挙人名簿抹消日、12住民票コード
記録範囲	本市に本籍を有する者
記録情報の収集方法	本人又は代理人による住民異動届出及び戸籍届出、他市区町村等からの通知、実態調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】－ 【当該機関外】他市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】市民生活部市民課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	－

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-4

個人情報ファイルの名称	死体火（埋）葬（火葬場使用）許可ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	火埋葬に関する事務を行うため
記録項目	【申請者】 1 氏名、2 住所、3 死亡者（死産児）との続柄、4 申請番号、5 許可年月日 【死亡者（死産児）】 1 氏名、2 住所、3 本籍（国籍）、4 生年月日、5 性別、6 死亡年月日、7 死因、8 死亡場所、9 死産児の父母の本籍（国籍）、10 死産児の父母の住所、11 死産児の父母の氏名、12 妊娠月数、13 火葬の場所、14 火葬日
記録範囲	火葬許可申請者、火葬許可を行う死産児の父母
記録情報の収集方法	本人又は使者による火葬許可申請、届出人又は使者による死亡（死産）届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】 ー 【当該機関外】 各火葬場（火葬実施者）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】 市民生活部市民課 【所在地】 〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	ー
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	ー

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-5

個人情報ファイルの名称	総合斎苑利用許可ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	安城市総合斎苑施設の利用に関する事務を行うため
記録項目	<p>【申請者】 1 氏名、2 住所、3 死亡者（死産児）との続柄、4 電話番号、5 申請日、6 利用施設、7 利用日時、8 利用料金、9 収納状況、10 表示情報、11 許可日、12 変更事項、13 使用料の精算額（還付額・追加納付額）、14 減免前後使用料、15 使用料の還付先、16 備考</p> <p>【死亡者（死産児）】 1 氏名、2 住所、3 本籍（国籍）、4 生年月日、5 性別、6 死亡年月日、7 死因、8 死亡場所、9 死産児の父母の本籍（国籍）、10 死産児の父母の住所、11 死産児の父母の氏名、12 妊娠月数、13 葬儀の形式、14 ペースメーカーの有無、15 出棺場所、16 出棺時刻、17 減免理由</p> <p>【予約者】 1 予約受付番号、2 予約受付日時、3 予約取消日時、4 利用者情報（ID、権限、名称、パスワード、登録日時、利用情報、ログイン名、メールアドレス、電話番号）、5 予約種別、6 予約申込者</p>
記録範囲	安城市総合斎苑の利用申請者
記録情報の収集方法	申請者又は予約者による利用申し込み
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	<p>【当該機関内】 -</p> <p>【当該機関外】 -</p>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>【名称】 市民生活部市民課</p> <p>【所在地】 〒446-8501 安城市桜町18番23号</p>
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	<p>■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無</p> <p>□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</p>
備考	-

個人情報ファイル簿

令和7年4月1日現在

管理番号 市民-6

個人情報ファイルの名称	戸籍簿ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	日本国籍を有する者について、親族的身分関係の記録及び公証に関する事務処理の基礎とするため。
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 生年月日、5 続柄（性別）、6 実父母の氏名、7 養親の氏名、8 届出日、9 戸籍記載事由及び年月日、10 国籍、11 その他戸籍法第13条、戸籍法施行規則第30条及び第34条から第39条に掲げられた事項
記録範囲	本市に本籍を有する者及び有していた者
記録情報の収集方法	届出義務者及び資格者からの届出、他市区町村からの通知、その他戸籍法第15条に掲げられた事由
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】－ 【当該機関外】名古屋法務局、他市区町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】市民生活部市民課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	有
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無
	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	－

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-7

個人情報ファイルの名称	個人番号カード管理ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの交付及び納品されたカードを管理するため
記録項目	1 利用者ID、2 氏名（変更後氏名）、3 住所（変更後住所）、4 生年月日、5 住民票コード、6 性別、7 電話番号、8 法定代理人氏名、9 カード納品（受領）日、10 交付通知書発送日、11 回答期限、12 交付日、13 交付通知書返戻日、14 交付通知書再送日、15 督促通知発送日、16 カード廃棄日、17 申請日、18 送付方法、19 引受番号、20 備考
記録範囲	本市において個人番号カードの申請をした者
記録情報の収集方法	本人または本人の法定代理人による申請、地方公共団体情報システム機構からの通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】－ 【当該機関外】－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】市民生活部市民課 【所在地】〒446-8501 安城市桜町18番23号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無 □法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	－

個人情報ファイル簿

令和6年4月1日現在

管理番号 市民-8

個人情報ファイルの名称	一般旅券発給申請ファイル
市の機関の名称	安城市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課
個人情報ファイルの利用目的	一般旅券発給申請の受付、審査及び交付に関する事務を行うため
記録項目	【申請者】氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 連絡先
記録範囲	安城市民又は安城市居住者で旅券の発給を申請される方
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	【当該機関内】－ 【当該機関外】愛知県県民文化局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	【名称】愛知県旅券センター 【所在地】〒450-6015 名古屋市中村区名駅1-1-4
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	－